

## 産学官交流・共働促進事業業務委託 仕様書

### 1. 業務名

産学官交流・共働促進事業業務委託

### 2. 履行場所

飯塚市 地内

### 3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

### 4. 業務の目的

本事業は、大学で習得したスキルを活かして起業や地域企業との共同事業などの様々なチャレンジを希望する大学生等が気軽に相談できる環境が整っていないこと、また、経営課題を抱える地域企業が相談先を持たないために課題解決の第一歩を踏み出せず、経営に悪影響が生じていることを背景として実施するものである。

これらの課題に対応するため、相談ニーズを持つ大学生等および地域企業の掘り起こしとネットワーク構築を行うとともに、気軽に相談できる環境を整備することにより、大学生等のチャレンジ促進および地域企業の経営改善を図ることを目的とする。

### 5. 業務内容

(1) 大学生等や地域企業への広報周知活動

- ・相談業務の有効活用のための広報周知活動。
- ・対象となる大学生等は以下の①～③を想定しており、①および②に該当する者に対しては、確実に広報周知を実施すること。また、次の③に該当する者に対しては、可能な範囲で広報周知に努めること。
  - ① 市内大学に在籍する学部生または大学院生
  - ② 市内に居住する、大学、大学院、短期大学もしくは専門学校在籍者
  - ③ 飯塚市と連携協定を締結した立命館アジア太平洋大学に在籍する学部生または大学院生
- ・対象となる地域企業等は以下のいずれかの条件を満たす者とする。
  - ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに規定する中小企業者で、市内に事業所又は事務所を置く事業者。
  - ② 同法第2条第1項各号のいずれかに規定する中小企業者で、市内への事業所、又はサテライトオフィス等の設置を検討している事業者。

◇中小企業基本法◇

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下

の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

2 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

4 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

## (2) 相談業務の実施

- ・大学生等ならびに地域企業等からの相談業務対応。
- ・利用しやすい手法(オンライン・オフライン)、場所、曜日、時間帯等を設定し、円滑に運営すること。
- ・実施方法や実施時期については随時市に相談すること。

## (3) 独自提案

- ・独自提案を行う場合は、相談したい大学生等や地域企業の掘り起こしやネットワーク構築につながる可能性のある内容であること。

※独自提案については必須項目ではない。

※事業内容については随時市と協議しながら進めていくこと。

## 6. 成果品

- ・実績報告書：紙1部
- ・本事業の概要をまとめたもの：紙1部
- ・電子データ(CD-RまたはDVD-R)1枚)1部

※成果品の作成については、発注者と受注者との協議のうえ実施する。(電子データについては、ワード、エクセル等の一般的なデータ形式及びPDFにて、納品すること)

## 7. 成果品納入期限及び納入場所

### (1) 納入期限

実績報告書 令和9年2月26日

### (2) 納入場所

飯塚市 経済部 産学振興課内

## 8. 支払い方法

業務完了確認後、受注者の正当な請求に基づき請求書受理後30日以内に支払うものとする。

## 9. その他

- ① 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ② 本業務の履行にあたっては、飯塚市と緊密に連絡をとり、履行すること。

- ③ 本委託業務に基づき制作された資料等に関しての著作権等の権利は飯塚市に帰属するものとする。
- ④ 本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。